

大阪府子ども教育・生活支援事業（仮称）の概要

1 目的

「地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰対応分）」（令和4年4月28日閣議決定）の趣旨を踏まえ、迅速かつ的確な生活者への支援を目的としてギフトカード等の配付を行う市町村に対し、その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を大阪府が全額補助を行う。また、一部市町村の住民に対しては、大阪府よりギフトカード等を配付する。

2 実施主体

市町村、大阪府

3 制度概要

（1）対象者

- ・令和4年6月30日（基準日）（予定）において住民基本台帳に記録されている者のうち、令和5年4月1日時点で18歳以下の者。
- ・令和5年2月28日までに、大阪府内市町村において出生届を提出した者。

（2）配付物

対象者1人につき1万円のギフトカード等

（3）特別な配慮を要する方への対応

①児童養護施設等に入所措置等が採られている児童

住民票所在市町村ではなく、施設所在市町村からギフトカード等を配付する。（ただし、大阪府が配付を担う市町村に施設が所在する場合は大阪府からギフトカード等を配付する。）

②配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難している者と同居する児童

（ア）基準日までに住民票を移動している場合

親族からの暴力を理由に避難し、加害者である親族と生計を別にしている者（以下「DV避難者」という。）と同居する者であって、基準日（6月30日）以前に住民票を居住市町村に移している者については、住民票所在市町村＝居住市町村となるため、通常どおり、住民票所在市町村からギフトカード等を支給する。（ただし、大阪府が配付を担う市町村に住民票が所在する場合は大阪府からギフトカード等を配付する。）

（イ）基準日までに住民票を移動していない場合

DV避難者と同居する者であって、（A）DV避難者が加害者である親族に対して移動先を秘匿するために住民票を居住市町村に移していない者及び（B）基準日の翌日以降に住民票を移した者については、一定の要件を満たしている旨の申出を居住市町村に対して行った場合、住民票所在市町村ではなく、居住市町村からギフトカード等を支給する。（ただし、移転元が、大阪府が配付を担う市町村である場合は大阪府からギフトカード等を配付する。）

③無戸籍者

無戸籍者については、居住市町村に対して相談を行い、法務局の承認を得た者について、居住市町村からギフトカード等を支給する。（ただし、大阪府が配付を担う市町村である場合は大阪府からギフトカード等を配付する。）

4 事業実施に要する経費

(1) 府予算総額

154 億 2,150 万円

(2) 事業方式

① 府事業として実施

② 市町村の事業実施に要する経費を対象として、大阪府が補助金を交付

(3) 補助率

国庫 10/10

(4) 対象経費

①事業費

②事務費

(本事業の実施のために必要な時間外勤務手当等、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他大臣が定める経費)

※特別な配慮を要する方への対応については、特別定額給付金給付事業の取扱いと同様。

特別定額給付金給付事業とは、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の趣旨を踏まえ、迅速かつ的確な家計への支援をするための措置として令和2年度に実施されたもの。

令和2年に特別定額給付金給付事業の個人情報の取扱いに関して答申あり。

(資料4参照)